【Ⅵ】 令和8年度 いじめ対応フローチャート図

多治見西中学校

いじめ（と疑われる）事案の発生　（アンケート調査等を含む）

↓ 早期発見

生徒・教師・保護者・地域住民　等

↓ 通報　記録開始 5W1H

担任 ・ 学年 ・ 部活動顧問 ・ 教科担任 ・ 養護教諭 ・ 教育相談 ・ 教育相談員　等

全て報告

いじめ担当者
生徒指導主事
TEL 0572－20－1266

全て報告

管理職
校長・教頭

いじめの認知
事実関係の把握
対応方針の決定
いじめの有無の
判断等

【いじめ防止対策委員会】
（学校いじめ対策組織）[法 22 条]
管理職（校長・教頭）

生徒指導主事・関係職員・養護教諭・教育相談員　等

【必要に応じて】
保護者代表、地域代表、臨床心理士（スクールカウンセラー）、各専門機関選定委員　等

全て報告

岐阜県
子ども・女性部
私学振興課
私学行政係

連携

【関係機関】
・多治見警察署
TEL (0572)22-0110
・東濃子ども相談センター
TEL (0572)23-1111
内線417
・多治見市役所
TEL (0572)22-1111
など諸機関

組織的対応
情報共有

【（緊急）職員会議 】

事案内容を全教職員に報告、周知
指導方針・役割分担等を全教職員で共通理解
いじめ問題克服に向けて全教職員で適切かつ迅速に対処

事案に応じて校内メールでの情報共有

↓

継続的な支援及び指導
いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援
いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言